

不利益処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 美容所の閉鎖命令 |
| 概要 | 美容師法では、美容所に必要な措置及び開設者による管理美容師の設置（ただし美容師である従業員の数が常時2人以上の場合に限る）が定められています。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は期間を定めて美容所の閉鎖を命ずることができます。また、美容師以外の者若しくは美容所において業務の停止処分を受けている美容師に業を行わせるとき大阪市長は期間を定めて美容所の閉鎖を命ずることができます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 美容師法 (昭和32年6月3日法律 第163号)第15条第1項 |
| 処分基準 | <p>1 美容所の開設者が美容師法第12条の3の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>2 美容所の開設者が美容師法第13条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>3 美容所の開設者が美容師以外の者若しくは第10条第2項の規定による業務停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>第15条第1項 都道府県知事は、美容所の開設者が、第12条の3若しくは第13条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせるときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。</p> |
| ホームページ | |
| 備考 | |